

宮城県仙台第二高等学校同窓会 慶弔規約

令和6年7月6日施行

慶弔費の支出について、以下のように定める。

第1条 支部総会祝い金

- 一、同窓会会長並びに理事及び事務局員が各支部総会に出席する際には、支部総会祝い金として出席者1名につき1万円もしくは会費を当該支部に支給する。
- 二、学校長が同行する場合は、前号に加えて1万円もしくは会費を追加支給する。

第2条 会員の叙勲・褒章等祝い金

- 一、会員が叙勲、褒章または表彰などによって、同窓会の名を高めた時は、当該会員に対し、祝い金1万円を授与する。

第3条 会員への弔慰金

- 一、会長及び会長経験者が死亡した場合は、弔電を送るとともに供花（生花）をし、香典として1万円を支出する。
- 二、理事が死亡した場合は、弔電を送り、香典として1万円を支出する。
- 三、その他同窓会活動に貢献があったと認められる会員が死亡した場合は、会長の承認を得て弔電を送ることができる。

第4条 その他

上記以外の慶弔に関連して支出する場合は、理事会に諮った上で、会長の承認を得て支出することができる。

附記 第3条4項その他同窓会活動に貢献があったと認められる会員とは、現校長・元校長（同窓生）・元副会長とする。

以上